

国指定天然記念物「古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群」
保存活用検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県教育委員会は、国指定天然記念物「古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群」(以下、「古秩父湾」という)の保存と活用について、有識者の意見を聴取し、所有者・管理者等による適切な保存と活用の参考とするため、国指定天然記念物「古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群」保存活用検討委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議し、学術的・専門的見地から評価、提言を行うものとする。

- 1 「古秩父湾」の保存と活用にかかる事業について
- 2 「古秩父湾」の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為について
- 3 その他「古秩父湾」の保存と活用に関する重要事項について

(構成員)

第3条 委員会は県教育委員会が選任した地質学、教育学、文化財活用、観光活用等の有識者10名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は3年以内とする。
- 3 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の中から互選し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、埼玉県教育委員会教育長及び委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、議長となる。
- 4 委員会は原則として公開するが、委員会の決定により非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて、オブザーバーとして「古秩父湾」の所有者、関係者の出席を求め、その説明や意見を聴くことができる。

(委員会の記録)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を記載した記録を作成するものとする。

- 1 委員会の日時及び場所
- 2 出席者の氏名
- 3 協議の経過と評価・提言
- 4 その他必要な事項

(現地調査)

第8条 委員会は、第2条を定める事項を達成するため、必要に応じて「古秩父湾」に関連する調査を実施することができる。

(謝 金)

第9条 委員会に出席した委員には、本人が辞退した場合を除き、謝金及び交通費相当額を支払うものとする。謝金の額は、別途定める。

- 2 オブザーバーには交通費相当額を支払うことができる。
- 3 交通費相当額は、埼玉県財務規則、埼玉県職員の旅費に関する条例等に準じて算出する。

(事 務)

第10条 埼玉県教育局市町村支援部文化資源課に事務局を置き、委員会の事務を行い、文化資源課長が事務局長を務める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。